

令和8年3月12日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 令和8年3月12日
開会 16時30分 閉会 16時59分
- 2 場 所 幕別町役場3階委員会室
- 3 出席者 委員長 岡本眞利子
副委員長 藤原 孟
委 員 山端隆治 酒井はやみ 石川康弘 藤谷謹至
- 4 説明員 保健福祉部長 亀田貴仁 こども課長 山本 充
こども支援係長 佐々木洋 保育係長 鈴木亮二
- 5 傍聴者 塚本逸彦 内山美穂子 荒 貴賀 野原恵子 小島智恵 中橋友子
大 健太郎（勝毎）
- 6 事務局 事務局長 佐藤勝博 議事課長 岩岡夢貴 庶務係長 渡辺 優
- 7 審査事件及び審議内容
 - 1 付託された議案の審査について（別紙）
 - (1) 議案第16号 幕別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - (2) 議案第17号 幕別町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
 - (3) 議案第26号 幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例
 - 2 所管事務調査報告書について
修正等がある場合には、3月16日(月)までに事務局へ報告することとした。
 - 3 閉会中の継続調査申し出について
 - 4 次回の委員会の開催日程について
正副委員長に一任することとした
 - 5 その他

民生常任委員会委員長 岡本眞利子

◇審査内容

(開会 16:30)

○委員長（岡本眞利子） ただいまから、民生常任委員会を開会いたします。

これより、インターネット中継をはじめます。

これより、「1 付託された議案の審査について」を議題といたします。

議案第 16 号、幕別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第 17 号、幕別町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例及び議案第 26 号、幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

審査の進め方ですが、議案第 16 号、幕別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例から、議案第 26 号幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例までの 3 議件を一括して説明をいただき、質疑を行ったのち、説明員に退席していただき、各委員のご意見を伺ったうえで、討論、採決を行いたいと思います。

それでは、議案第 16 号、幕別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例から、議案第 26 号、幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例までを一括して理事者の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（亀田貴仁） 議案第 16 号幕別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第 17 号幕別町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例、議案第 26 号幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について、一括してご説明申し上げます。

議案の内容につきましては、本会議での副町長の提案説明と重複いたしますので、条文の説明は省略させていただきます、私からは、議案書のほか、別途データでお配りをいたしました補足資料に基づき、ご説明をさせていただきます。

はじめに、補足資料の表紙の次のページ、1 ページをご覧ください。

1 つめの『乳児等通園支援事業の「認可」と「確認」』についてであります。

令和 6 年 6 月に公布された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、乳児等通園支援事業が創設されたところであり、当該事業は児童福祉法に基づく市町村の認可事業として、また、子ども・子育て支援法に基づく給付事業として位置づけられたものであります。

「認可」の枠内に記載しております、議案第 16 号の幕別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、市町村が「認可」の実施主体となりますことから、市町村以外の保育施設等において当該事業の「認可」を行うための基準を定めるものであります。

その下の「確認」の枠内に記載しております、議案第 17 号の幕別町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例は、給付費の支給対象となるためには、認可の基準を満たした上で、運営に係る基準を満たしていることの「確認」を受けることが必要になるため、「確認」の実施主体となります市町村が確認しなければならない項目の基準を定めるものであります。

なお、条例の名称中の「特定」という文言につきましては、当該事業の「認可」及び「確認」の両方を満たした場合に給付費の対象となる「特定」という位置づけがなされることによるものであります。

2つめの『認可及び確認の事務フロー』についてであります。

フロー図の矢印に沿ってご説明いたしますが、初めに本事業を実施しようとする事業者は、申請の前段に事前協議を申し込みいただき、協議を終えた後に、町に対して認可申請を行っていただくこととなります。

町では、認可申請を受理した後、その内容を審査し、児童福祉法第34条の15第4項の規定に基づき、子どもの保護者、教育・保育関係者、労働者、学識経験者などで構成する幕別町こども施策審議会の意見を聴いた上で、認可を決定いたします。

町から事業者に対して認可通知を行うとともに、次の手順として、事業者は、町に対して確認申請を行っていただきます。

町では、確認申請を受理した後、その内容を審査し、子ども・子育て支援法第54条の2第1項の規定に基づき、幕別町こども施策審議会の意見を聴いた上で、確認を行い、その公示を行う流れとなります。

なお、確認申請については、原則、事業者が認可を受けた後に行うものであります。こども家庭庁からは、「準備行為として認可申請と同時に確認申請の書類を受け付けることにより、事務の簡略化を行うことを想定している。」と通知されておりますことから、事業者からの相談があった際には、事前協議の段階から、この旨をお知らせし、速やかに認可と確認の手続きが行えるよう努めてまいります。

なお、現在のところ、町内におきましては、乳児等通園支援事業の実施を計画している民間の事業所はありません。

次に、補足資料の2ページをご覧ください。

議案第26号、幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例に関する資料であり、本町で実施いたします乳児等通園支援事業の概要であります。

(1)事業の目的については、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するものであります。

従来の保育や一時保育事業は、就労や冠婚葬祭など保護者の立場からの必要性に対応するものであります。本事業は、保護者の状態ではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、子どもが成長していくように、子どもの育ちを応援することを目的としています。

(2)対象となる児童については、保育所、認定こども園などに在籍していない生後6か月から満3歳未満の子どもであります。

(3)事業の概要については、1月当たり10時間の利用可能枠の中で利用できるもので、(4)事業の開始日については、本年4月1日からであります。

(5)実施事業者については、幕別町で、札内さかえ保育所に併設の幕別子育て支援センターで実施いたします。

(6)利用時間については、月曜日から土曜日までの午前9時から午後5時までで、(7)定員については、6人程度とするものであります。

(8)利用料については、1時間当たり300円で、このほか給食や間食を希望する場合は、別途その費用を加算いたします。

なお、利用時間及び利用料については、本町で実施しております一時保育事業と同様であります。

(9)その他については、この事業は全国で実施されるものであり、本事業を実施することで、事業の利用を希望する保護者は、他の市町村の事業所を利用することが可能となるものであります。

次に、本事業の実施方式をご説明いたします。

議案書になりますが、11ページをご覧ください。

議案第16号、幕別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第20条は、事業の区分を規定しており、第1項では、「一般型乳児等通園支援事業」と「余裕活用型乳児等通園支援事業」の2つの実施方式を定めております。

第2項の「一般型」とは、次項に該当しないもの、いわゆる第3項に規定する「余裕活用型」に該当しないものを指しており、定員を別に設けて、保育所等の在園児と合同又は専用室を設けて受け入れを行う方式であります。

第3項の「余裕活用型」とは、12ページにかけてではありますが、保育所等の利用児童数が定員に満たない場合において、定員の枠を活用して受け入れを行う方式であります。

なお、この度の本町が実施いたします方式は、一般型であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、これより一括して質疑を行います。

質疑がある方は、挙手をお願いいたします。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 2点伺います。通常保育を行うにあたっては、保育計画を立てると思います。今回の制度における保育についての保育計画は立てるのか。それが保育現場の負担にならないのかということ伺います。もう1点ですが、今回の子育て支援センターで受入れるということです。新たなお子さんを受入れるということです。保育士の体制について、人員を増やすのか、どうするのか。また想定されますのは、例えば0歳児は2人までというお話がありましたが、1人に1人の保育士がつかなければならないという事態などが起こることが想定されます。途中から子育て支援センターにおける受入れにあたって、体制を補充していく可能性を想定しているのか、フォロー体制をどうしていくのかということについて検討されていることを伺いたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） こども支援係長。

○こども支援係長（佐々木洋） ただ今ご質問があった1点目の保育計画についてでございます。こちらにつきましては現在のところ保育計画の策定の予定はございません。必要がないというので、策定をしないというものでございます。次に2点目の人員のことでございますけれども、4月からはですね、職員2名の体制で、開始を予定しております。利用の状況を見ながらということになるんですけれども、利用者が多い場合はですね、人員の拡充も視野に入れながら、運営をしていきたいというふうに今考えているところでございます。以上です。

○委員長（岡本眞利子） 酒井委員。

- 委員（酒井はやみ） 改めて確認させていただきたいんですが、その2名というのは、現在支援センターの職員がおられる方は何人で、4月から何人になるのか、改めてお願いします。
- 委員長（岡本眞利子） こども支援係長。
- こども支援係長（佐々木洋） 現在ですね、子育て支援センターにいる人員は、フルタイムが4名と、パートが7名になっております。あと正職員が全部で、あおば分室も入れてになるんですけども、正職員4名で今実施しております。4月からはですね、正職員は4名そのまま、フルタイムにつきましては、同様の4人で実施する予定と、あとパートもですね、同じ人数ということで予定をしているんですけども、一時保育の方も元々4月から9月ぐらいまでの利用が少ないということがございまして、人員を減らしても対応が可能ということで、乳児等通園支援事業で、専用で職員を新たに配置して行っていくというものでございます。
- 委員長（岡本眞利子） 酒井委員。
- 委員（酒井はやみ） 総数が変わらないけれど、その中で2人を、今回の制度の職員として、位置づけるということですか。
- 委員長（岡本眞利子） こども支援係長。
- こども支援係長（佐々木洋） 現在実施している一時保育がですね、去年あたりからちょっと人数、利用者が減少気味になっておりまして、実際に事業を行ってる子育て支援センター側の方で、来年度は人数を減らしても十分対応が可能ということで、お話を聞いておりまして、それで職員の人数は、変わらないままでいて、新たに専用で2人を配置するような形で実施したいということでございます。
- 委員長（岡本眞利子） 他にございませんか。
藤谷委員。
- 委員（藤谷謹至） 令和8年4月1日から事業開始ということですが、対象となる生後6か月から満3歳児未満の児童を持つ家庭に対して、どのような周知をしていくのかお伺いします。
- 委員長（岡本眞利子） こども支援係長。
- こども支援係長（佐々木洋） 周知の方法でございまして、こちらの方の条例の改正が終わった後に周知をしていこうというふうに考えておりまして、まずホームページでですね、3月中に、周知を行う予定になっております。広報紙につきましては、3月末の4月号で掲載が間に合わないということで、5月号に掲載をしていこうというふうに考えているんですけども、今月中にはホームページの方で、事業のことも掲載するというように予定しております。
- 委員長（岡本眞利子） 藤谷委員。
- 委員（藤谷謹至） 余りにも期間がなくて、周知できるんですか。そしてある程度このニーズというのは、こども課の方で押さえているのか、その辺をお聞きしたいと思います。
- 委員長（岡本眞利子） こども課長。
- こども課長（山本 充） 昨年の末現在でですね、対象人数といたしましては、幕別地区で19名、幕別農村部で7名、札内地区で129名、忠類地区で4名という人数は把握しております。ただ実際、一時保育とかを結構利用されていますので、そんなに通園制度

を利用する方は、やってみないとわからないですけれども、そんなに利用は少ないのかなど。月 10 時間という短い時間ですので、一応、今回は一時保育の 9 月、10 月以降はキャンセルもありますので、そういった補完的な意味も含めて一時保育と同様の内容で、キャンセルでできなかった方を、乳児等通園支援制度で拾うという形で実施しております。先ほど言いましたように、広報は 5 月号ということで遅れてしまいますけれども、保育所等でマチコミメール等も実施して、保護者の皆さんにお知らせしているものがあるんですけど、実際は保育所を使っていない方なので、ホームページ、あるいは、各公共施設にチラシ等を置きながらですね、周知していきたいというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） しっかり周知して欲しいと思います。あと 1 点、利用料が 1 時間あたり 300 円。そして給食、間食費が別途設定されるということなんですけども、生活保護世帯や多子世帯などへ減免措置など、この辺は考えているのか。

○委員長（岡本眞利子） こども課長。

○こども課長（山本 充） 町で実施する、乳児等通園支援事業については、一時保育と同様の事業というふうに考えておきまして、その中で一時保育におきましても、生活保護世帯につきましては全額減免としておりますので、それと同様に生活保護世帯については、減免をするということでございます。なお、おやつについては、100 円となります。以上です。

○委員長（岡本眞利子） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） ないようですので、議案第 16 号、幕別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例から、議案第 26 号幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例までに対する質疑は以上で終了いたします。

説明員の方はどうもありがとうございます。

説明員退席のため、暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第 16 号について、各委員のご意見をお伺いいたします。

意見のある方は挙手を願います。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 今回の事業は実施目的として、すべての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対しての支援を強化するというふうにされています。その趣旨については、理解できると考えています。まずは、公立保育所 1 カ所での実施と限定的な形で行うことには一定の意義があると考えます。ただ一方で、様々な懸念もあります。月 10 時間程度の短時間利用を想定していますので、不慣れな環境に断続的に預けられることによる当事者の子供への影響、また、それぞれの子供の発達状況やアレルギーなどの把握、保護者との信頼関係づくりなどが十分に図れるのかといったことが、多方面から指摘もされています。ただ、全国的に保育

士不足が続く中で、新たな受入れを進めることは、保育現場の負担にも繋がりがねません。十分な体制確保が求められます。保育は子供の命と成長に関わる重要な公的役割ですので、安全の確保と保育の質の維持が何より優先されなければなりません。ですので、実施にあたっては、職員の配置、安全管理のあり方などについて、現場の実態を十分踏まえながら慎重に運用すること。あわせて、実施状況について、丁寧な検証を行い、必要に応じて見直しを図っていくとを求める必要があると思います。

以上を申し上げて、意見といたします。

○委員長（岡本眞利子） 他に、意見はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） なければ、議案第 16 号に対する意見は、以上で終了いたします。

これから、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 討論はなしと認めます。

これより、採決を行います。

議案第 16 号、幕別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 17 号について、各委員のご意見をお伺いします。

ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） なければ、議案第 17 号に対する意見は、以上で終了いたします。

これから、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 討論はなしと認めます。

これより、採決を行います。

議案第 17 号、幕別町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 26 号について、各委員のご意見をお伺いします。

ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） なければ、議案第 26 号に対する意見は、以上で終了いたします。

これから、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） なしと認めます。

これより、採決を行います。

議案第 26 号、幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決いたしました。

以上で、付託された議案第 16 号から議案第 26 号までの審査が終わりましたが、議長あてに提出する委員会報告につきましては、正副委員長に一任していただきたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で、本委員会のインターネット中継を終了いたします。

（審査終了 16：57）